

## 公立小松大学学長選考会議規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人公立小松大学定款（以下「定款」という。）第 11 条第 9 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）の議事の手続きその他選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 選考会議は、定款第 11 条第 5 項の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 定款第 18 条第 2 項第 3 号から第 4 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する経営審議会において選出された者 3 人
- (2) 定款第 22 条第 2 項第 2 号から第 5 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する教育研究審議会において選出された者 3 人

2 定款第 11 条第 6 項の規定に基づき、前項第 1 号の委員には、任命の際現に法人の役員又は職員（教員を含む。）以外の者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該選考会議の委員が有する経営審議委員又は教育研究審議会委員の職の任期とする。

- 2 委員は、経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職を有しなくなったとき及び自らが学長候補者となったときは、委員としての身分を失う。
- 3 前項の規定により委員に欠員が生じたときは、当該欠員となった委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出し、これを補充するものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(議長)

第 5 条 定款第 11 条第 7 項の規定に基づき、選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 定款第 11 条第 8 項の規定に基づき、議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、その予め指定する委員が、議長の職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、第2条各号に掲げる事項について審議する必要がある場合に、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、速やかに選考会議を招集しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 選考会議は非公開とする。

(議事)

第8条 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自己に関する事項が議題となったときは、前項に規定する議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第9条 選考会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。